

一定面積以上の土地取引には  
国土利用計画法に基づく

# 届出が必要です！

## 【届出の対象となる面積】

市街化区域  
2,000㎡以上

市街化区域以外の  
都市計画区域  
5,000㎡以上

都市計画区域外  
10,000㎡以上

届出期限は、契約締結日を含  
めて**2週間以内**です。

※届出期限が過ぎた場合でも、  
届出書の提出にご協力願います。

届出は、**市町村長**を経由して  
**北海道知事**に対して行います。

※札幌市内の土地は、  
札幌市長に対して行います。

届出がなされた土地について  
利用目的の審査が行われます。

届出をしなかった場合は、  
罰せられることがあります。

詳しくは土地の所在する市町村、  
又は北海道の総合振興局、振興局にお問い合わせ下さい。  
\*総合振興局(振興局)の電話番号は裏面でご確認願います。

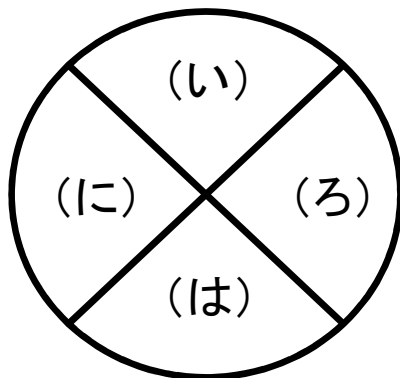
北海道総合政策部計画局土地水対策課

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stt/index.html>

主な取引形態別の届出要件の該当の有無	
届出が <b>必要</b> な場合	届出が <b>不要</b> な場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買</li> <li>・共有持分の譲渡</li> <li>・営業譲渡</li> <li>・代物弁済</li> <li>・交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・贈与</li> <li>・相続</li> <li>・遺贈</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">           土地の権利の<b>取得者</b>(売買であれば<b>買主</b>)が届出者となります。         </div>	

※取引の当事者が国・地方公共団体等の場合は、届出は必要ありません。

### 【一団の土地】



売る人	土地	買う人
甲さん	(い)	} Aさん
乙さん	(ろ)	
丙さん	(は)	
丁さん	(に)	
(い + ろ + は + に) ≥ 一定面積(注)		

一体としてまとまりのある土地(い+ろ+は+に)の面積が一定面積(注)以上の場合は届出が必要です。

(注) 市街化区域	2,000m <sup>2</sup>
市街化区域外の都市計画区域	5,000m <sup>2</sup>
都市計画区域外	10,000m <sup>2</sup>

### 【総合振興局・振興局電話番号】

(総合) 振興局	電話番号 (直通)	(総合) 振興局	電話番号 (直通)
空知総合振興局	(0126) 20-0146	上川総合振興局	(0166) 46-5914
石狩振興局	(011) 204-5815	留萌振興局	(0164) 42-8425
後志総合振興局	(0136) 23-1419	宗谷総合振興局	(0162) 33-2524
胆振総合振興局	(0143) 24-9567	オホーツク総合振興局	(0152) 41-0620
日高振興局	(0146) 26-7991	十勝総合振興局	(0155) 27-8521
渡島総合振興局	(0138) 47-9429	釧路総合振興局	(0154) 43-9143
檜山振興局	(0139) 52-6481	根室振興局	(0153) 23-6817

※担当課：各(総合)振興局の地域創生部地域政策課